

就学奨励事業について

■ 制度の概要

就学奨励事業とは、特別支援学校への就学のために保護者等が負担する経費の一部を保護者の負担能力の程度に応じて国と都が支給するもので、保護者の負担を軽減することにより、特別支援教育を普及奨励し、教育の機会均等を実現することを目的とした制度です。

■ 支弁区分

毎年4月に申請書類をご提出いただき、世帯の所得や人数に応じて、支弁区分の認定を行います。支弁区分はⅠ～Ⅲ段階に分けられ、支弁区分に応じて限度額の範囲内で実費の半額～全額を支給します。所得の確認は、マイナンバーもしくは課税証明書により行います。

■ 支給対象経費

本校では以下の経費を年3回(7月、12月、3月)に分けて支給します。

経費	概要	支弁区分		
		Ⅰ段階	Ⅱ段階	Ⅲ段階
給食費	学校給食の食材費	実費の全額	実費の半額	支給無
補助教材費	授業で使用する教材等にかかる経費	限度額内	限度額内	
修学旅行費、校外活動等参加費	移動教室や修学旅行等の行事における交通費や宿泊費等の経費	実費の全額	実費の半額	
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	新入学にあたって、授業や通学のために必要とするものの購入経費 ※新小1、新中1のみ対象			
学用品・通学用品購入費	授業や通学のために必要とするものの購入経費 ※全学年対象			
交流実習交通費	副籍制度による交流及び共同学習参加にかかる交通費	実費の全額		実費の半額
通学費	最も経済的な通常の経路及び方法による通学費	実費の全額		

※新入学児童生徒学用品・通学用品購入費、学用品・通学用品購入費の申請には、購入品の領収書やレシートが必要となります。学校から提出の案内があるまで保管してください。

※通学費は、自力通学訓練のため公共交通機関を利用して通学する場合や、自家用車でないと通学が困難であると学校が認める場合に支給します。最も経済的な通常の経路及び方法により、毎週決まった曜日・方法で1か月以上行う必要があります。

年間の流れ

時期	書類提出等
4月中旬	就学奨励費の受給にかかる申請書類の提出
6月上旬	課税証明書の提出(マイナンバー利用者除く)
6月中旬～7月頭	第1回学用品・通学用品レシート提出 新入学児童生徒学用品・通学用品レシート提出
7月末	第1回支給(4～6月にかかった経費)
11月中旬～12月頭	第2回学用品・通学用品レシート提出
12月末	第2回支給(7～11月にかかった経費)
2月中旬～3月頭	第3回学用品・通学用品レシート提出
3月末	第3回支給(12～3月にかかった経費)

その他

制度の詳細は東京都教育委員会のホームページを御確認ください。

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/consulting/window/special_needs_consultation/enrollment_support.html